

# 第13回 木曾三川下流部船舶対策協議会

木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書  
第2次計画(課題の整理)

平成29年8月25日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

1. 第2次計画スケジュール
2. 第2次計画の策定に向けた課題の整理
3. 参考資料  
(木曾三川下流部における不法係留船の  
現状、不法係留船対策の課題)

# 木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書 第2次計画 スケジュール

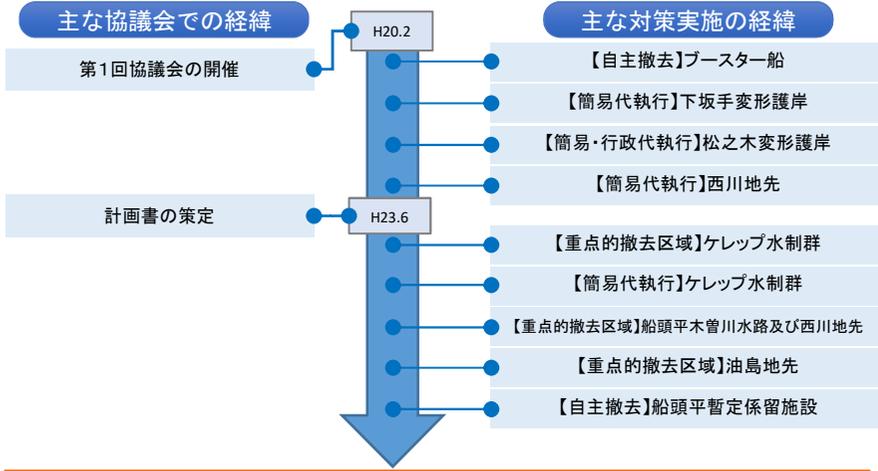
	平成29年度									
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会 幹事会	6/16 幹事会		8/25 協議会		10月下旬 協議会			2月初旬 協議会		
計画書 第2次計画	骨子 作成		協議会 意見 照会	素案 作成		協議会 意見 照会	パブリック コメント	最終 調整	策定	

# 第2次計画の策定に向けた課題の整理

現行の計画書での方針	現在の課題	対応策・方針(たたき台)
<p><b>漁船 (変形護岸)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>変形護岸は生業船であっても整理・集約していく。</li> <li>船舶が存在しない変形護岸は占用廃止する。</li> <li>変形護岸に係留できる船舶は、管理が徹底できる生業の用に供する船舶とする。</li> <li>占有者は不法係留船の排除等、適切な管理運営を行うこととする。</li> <li>船舶所有者は出水時における避難場所を確実に確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>変形護岸の整理・集約に向けた協議は行われていない。</li> <li>生業船に配慮した占用許可が変形護岸以外に与えられている。</li> <li>利用されていない変形護岸が存在する(特に長良川右岸)。</li> <li>現在は係留船を所有せず、権利の保持のみを主張する漁業者が存在する(特に長良川左岸)。</li> <li>生業船の定義が曖昧で、プレジャーボートと区別できない。</li> <li>占有者の調査結果が、実際の係留船舶数と一致しておらず、また許可のない船舶が係留されている。</li> <li>管理が及んでいない変形護岸(加路戸等)が存在する。</li> <li>土砂堆積等で利用できない変形護岸(鎌ヶ地等)が存在する。</li> <li>維持管理費用の捻出方法、負担先が定まっていない。</li> <li>避難基準が高水敷の冠水する氾濫注意水位等とされており、現実的に退避させることが困難と考えられ、また、具体的な避難方法・場所が明記されていない。</li> <li>放置艇発生を予防する具体的な方策が未実施である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒変形護岸の整理・集約</li> <li>⇒占用許可基準の明確化</li> <li>⇒占用廃止の適時実施</li> <li>⇒権利のみを保持する利用者に関する規制の確立</li> <li>⇒係留許可船舶定義の厳密化</li> <li>⇒占有者による適切な管理の徹底(占用許可書に、係留船舶の実態把握の徹底、新規係留・権利譲渡の禁止等の記載の義務化)</li> <li>⇒利用者負担を考慮した利用規約の策定、利用規約に基づく維持浚渫の実施</li> <li>⇒管理計画書における出水時の避難の基準・方法・場所の具体的な記載の義務化</li> <li>⇒変形護岸係留登録を抹消する場合の所有船舶の廃船処理・動向把握の義務化</li> </ul>
<p><b>許可なし漁船 (変形護岸外)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>占有者から変形護岸への係留許可を得たのちに係留することは可能である。</li> <li>重点的撤去区域の設定・拡充、及び代執行を実施する。</li> <li>自助努力により係留場所を確保する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁業の利便性のために、河川管理者が提示する空きのある変形護岸への移動勧告が拒まれている。</li> <li>既重点的撤去区域での対策が未解消である。</li> <li>変形護岸の係留許可を得ながら、変形護岸外に係留している船舶が存在する(特に揖斐川上流)。</li> <li>係留場所が部分的に不足している(特に揖斐川上流)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒代執行の適時実施</li> <li>⇒放置禁止指定の実施</li> <li>⇒重点的撤去区域の拡張</li> <li>⇒既存施設(変形護岸、漁港)の活用</li> <li>⇒民間活力の利用、新たな係留施設の構築</li> </ul>
<p><b>プレジャーボート</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暫定係留施設については、権利譲渡や隻数の追加は認めない。</li> <li>重点的撤去区域の設定・拡充、及び代執行を実施する。</li> <li>占用廃止とした変形護岸については、新たに水面利用のための離発着場所として占用は可能とする。</li> <li>自助努力によりマリナー等へ移動する。</li> <li>民間活力等を活用する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>揖斐川の暫定係留施設(7.2k右岸 上之輪新田等)の解消に至っていない。また、権利譲渡も一部で確認されている。</li> <li>現在設定している重点的撤去区域内の不法係留船が未解消である(油島地先・船頭平閘門木曾川水路及び西川地先)。</li> <li>変形護岸の利活用はしていないが、実態上、水上バイク離発着場所となっている箇所が存在する(特に長良川右岸)。</li> <li>民間マリナー施設整備の予定は立っていない。</li> <li>接続する他水域との協議・連携が不足している。</li> <li>H25「PBの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画書」が策定され、放置艇ゼロに向けた数値目標が設定された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒暫定係留施設については、期限超過における強制的な措置の執行</li> <li>⇒代執行や放置禁止指定、重点的撤去区域の拡張</li> <li>⇒自宅等陸上保管の推進</li> <li>⇒既存施設(マリナー等)の活用・誘導</li> <li>⇒変形護岸の利用規制の実施</li> <li>⇒水上バイクの利用実態の把握</li> <li>⇒他水域管理者(港湾、県、マリナー管理者)との連携・施設の共有</li> <li>⇒係留施設設置を伴う事業スキームの検討</li> </ul>
<p><b>計画の実効性を確保するための方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画推進のための体制整備(各水域管理者、自治体、警察機関、利用者、事業者が協議会を通して連携)</li> <li>広報啓発活動の取組(各水域管理者、地方公共団体と連携した幅広い啓発活動の実施)</li> <li>条例整備に向けた取組(地方自治体への条例策定の要求)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川管理者のみが主に取り組んでいる。</li> <li>複数市町村にまたがる調整が必要であり、対策の足並みがそろわない(船頭平閘門木曾川水路及び西川地先)。</li> <li>計画に基づく各取り組みのフォローアップができていない。</li> <li>具体的な方策が未検討である。</li> <li>具体的な方策が未検討である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⇒各関係機関がそれぞれ取り組むべき事項の調整</li> <li>⇒自治体(占有者)の責務の厳密化</li> <li>⇒PDCAサイクルに基づくフォローアップの実施</li> <li>⇒各種広報ツールによる実施</li> <li>⇒一般市民に対する不法係留船対策の意義・目的等の周知</li> <li>⇒プレジャーボートの係留保管の適正化等に関する条例の策定</li> </ul>

# 木曾三川下流部における不法係留船の現状

## これまでの対策の経緯



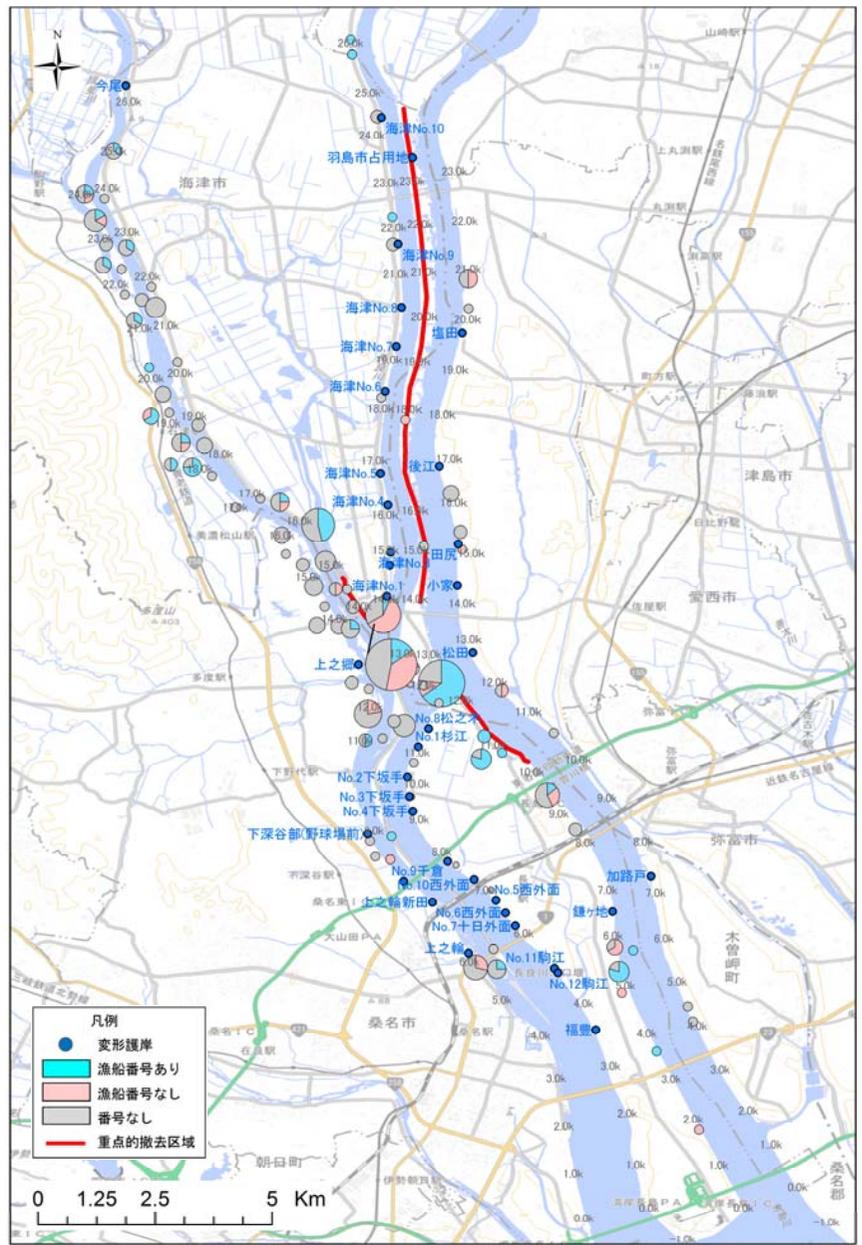
H29年度「木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書 第2次計画」を策定予定

## 不法係留船の現状

- ✓ これまで様々な対策を講じているものの、解消には至っていない。
- ✓ 特に、重点的撤去区域として設定されている油島地先、船頭平閘門木曾川水路及び西川地先や、係留施設が存在しない揖斐川上流区間において船舶の不法係留が顕著である。

木曾三川下流部における不法係留船舶の状況

区間	区	市町村	距離	船舶番号		番号なし
				あり	あり	
木曾川	右岸	桑名市	0.0k~11.6k	14	6	9
		愛西市	11.6k~19.0k	17	4	7
		海津市	19.0k~24.2k	0	0	0
	左岸	桑名市	-2.0k~0.4k	0	0	0
		木曾岬町	0.4k~8.0k	0	0	2
		弥富市	8.0k~10.0k	0	0	0
	愛西市	10.0k~22.8k	0	4	10	
	小計		31	14	28	
長良川	右岸	桑名市	5.4k~12.4k	1	0	10
		海津市	12.4k~25.6k	1	0	5
		羽島市	25.6k~30.2k	2	0	0
	左岸	桑名市	2.8k~11.8k	0	1	4
		愛西市	11.8k~18.8k	0	1	9
	海津市	18.8k~24.4k	0	0	0	
	小計		4	2	28	
揖斐川	右岸	桑名市	-0.6k~16.6k	1	6	44
		海津市	16.6k~24.8k	13	4	29
	左岸	桑名市	-1.0k~12.6k	1	0	0
		海津市	12.6k~26.6k	15	22	50
	小計		30	32	123	
多度川	右岸	桑名市	0.2k~2.0k	0	0	2
		左岸	桑名市	0.2k~2.0k	1	1
		小計		1	1	10
	合計		66	49	189	



木曾三川下流部における不法係留船舶の分布状況

# 不法係留船舶対策の課題

## 変形護岸における課題

### ①整理・集約に向けての現状

H28変形護岸実態調査によると、更新希望利用者がいない変形護岸も存在し（小家、海津No. 3, 4, 5, 6, 10）、漁業利用が減少している施設では、水上バイクの乗降場として利用されている。また、各施設で空きスペースも多く存在する。



海津No9変形護岸の状況(左)と変形護岸の空き状況(右)

区間		関係市町	変形護岸の箇所数	変形護岸内の空きスペース	
木曽川	右岸	0.0k~11.6k	桑名市	1	5
		11.6k~19.0k	愛西市	-	-
		19.0k~24.4k	海津市(羽島市)	1	0
	左岸	-2.0k~0.4k	桑名市	-	-
		0.4k~8.0k	木曽岬町	1	10
8.0k~10.0k		弥富市	-	-	
10.0k~22.8k	愛西市	5	30		
長良川	右岸	5.4k~12.4k	桑名市	-	-
		12.4k~25.6k	海津市	10	80
		25.6k~30.2k	羽島市	-	-
	左岸	2.8k~11.8k	桑名市	11	95
		11.8k~18.8k	愛西市	-	-
18.8k~24.4k		海津市	-	-	
揖斐川	右岸	-0.6k~16.6k	桑名市	5	3
		16.6~24.8k	海津市	-	-
	左岸	-1.0k~12.6k	桑名市	-	-
多度川	右岸	12.6k~26.8k	海津市	1	0
	左岸	0.2k~2.0k	桑名市	-	-

### ②係留許可船舶の定義

現計画書における係留許可船舶の定義では、漁船番号を有さないプレジャーボートでも係留が認められる可能性がある。また、外観からでは許可船舶かどうかの判断ができず、巡視調査等による管理が困難である。

- (ア) 漁船  
水産業協同組合法第2条第1項における漁業協同組合もしくは漁業生産組合に所属する組合員が所有し必要な法定点検を受けている船であり、漁船登録に該当する船は登録（漁船法第10条第1項）済みのもの。小型船舶登録に該当する船は登録（小型船舶の登録等に関する法律第6条第1項）済みのもの。漁船及び小型船舶登録や船舶検査に該当しない船は漁業協同組合もしくは漁業生産組合の管理責任において認められたもの。
- (イ) 漁船以外の生業船  
関係する法律の許可、届出や登録等がされている、遊漁船業船、定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船、起重機・作業船等の特殊船とする。  
遊漁船業船は遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項にいう船舶で同法第3条第1項による登録を受けた遊漁船業に供するもの。  
定期航路船・貨物船・遊覧船等の業務用船は海上運送法第2条第1項にいう海上運送事業及び内航海運業法第2条にいう内航運送であって係る法律の許可、届出及び登録を受けた業に供するもの。

現計画書における変形護岸係留許可船舶についての記載

### ③係留船舶の実態把握

河川管理者と占有者によるそれぞれの調査結果の船舶数に乖離があり、係留船舶の実態を把握できていない可能性がある。

地区名	①調査	②調査
A	63	36
B	1	10
C	28	35
D	7	14
E	9	17
F	16	11

- ①: 河川管理者による係留船舶の実地調査  
②: 占有者による利用者へのヒアリング調査

調査結果差異の一例

### ④維持管理が必要な変形護岸の存在

土砂堆積のため、干潮時での吃水を確保するための維持浚渫が必要な施設が存在する。



鎌ヶ地(左)と松田(右)の土砂堆積状況

### ⑤避難方法・場所の確実な確保

管理計画書に記載される対処基準超過時には高水敷は冠水するため、退避が現実的に困難である。また、避難先を占有者及び河川管理者が把握できていない。



(2) 出水時の体制

- ① 出水等で船舶が流失する恐れがあるときは、流失防止策を講じ、または安全な所へ移動させるものとする。
- ② 出水等にもとめ船舶が損傷したときは、使用者の責任によるものとする。
- ③ 出水等における対処基準は、長良川成戸水位観測所の水位が警戒水位(+4.50m)に達したときとする。
- ④ 水位情報の収集を行い対処基準に達したときは、使用代表者に連絡するものとし、使用代表者は、各使用者に速やかに周知するものとする。

出水時の体制の例

# 不法係留船対策の課題

## 変形護岸外における課題

### ⑥重点的撤去区域の現状

油島地先・船頭平閘門木曾川水路及び西川地先では、重点的撤去区域の公示にも関わらず、それぞれ主にプレジャーボート・漁船の不法係留が解消されていない。



油島地先(左)と船頭平閘門木曾川水路及び西川地先(右)の状況

### ⑦係留許可船舶の不法係留

変形護岸への係留許可を得ているながら、変形護岸外へ不法係留している船舶が存在する。



許可船舶の不法係留状況(揖斐川の一例)

### ⑧放置禁止指定の実施

H26河川法施行令の改正により船舶の放置行為が罰則適用の対象となったため、木曾三川での適用を図っていく。

～太田川の放置艇対策を強化します～

「船舶」の放置等を禁止行為として指定することで罰則が適用できるようになりました。

河川法施行令の改正で、船舶その他の河川管理者が指定したものを捨て又は放置することが禁止行為として追加され、罰則適用の対象となりました。太田川河川事務所は、太田川水系に「船舶」を指定して放置艇対策を強化します。

【罰則の概要】

- ・3月以下の懲役又は20万円以下の罰金
- ・施行令の施行日：平成26年4月1日

【太田川河川事務所が指定した河川】

- ・一般河川太田川水系太田川、天満川、旧太田川、元安川の4つの河川

【指定した物件】

- ・船舶

【罰則適用の施行日】

- ・平成26年4月11日(同年4月1日官報により公示)

今後は指定した河川区域において船舶を放置し再三の撤去指導に何ら応じない悪質な者に対しては、警察に取締要請を行っていきます。  
なお、広島県とも連携しており、広島湾地域の広島県が管理する一部の河川についても平成26年4月11日から罰則規定が適用されます。

中国地方整備局での対策事例

### ⑨暫定係留施設解消に向けた取り組み

暫定係留施設(上之輪新田、下深谷部(城の堀・野球場前))は暫定係留期間の10カ年を超過しているものの、恒久施設への移動の目途が立っていない。



上之輪新田の利用状況

### ⑩水上バイクによる水面利用

水上バイクによる水面利用については、今後、マナー違反によるトラブル、不法係留される可能性もあることから、注視していく必要がある。



水上バイク利用者による水面利用の状況(長良川)

### ⑪他水域管理者との連携

接続する水域ではプレジャーボートが係留されている等、水系内での調整が図られていない。また、既存施設の活用に向けた取組は未実施である。



木曾川マリーナの利用状況

# 第13回 木曾三川下流部船舶対策協議会

不法係留船対策の具体的な取り組み

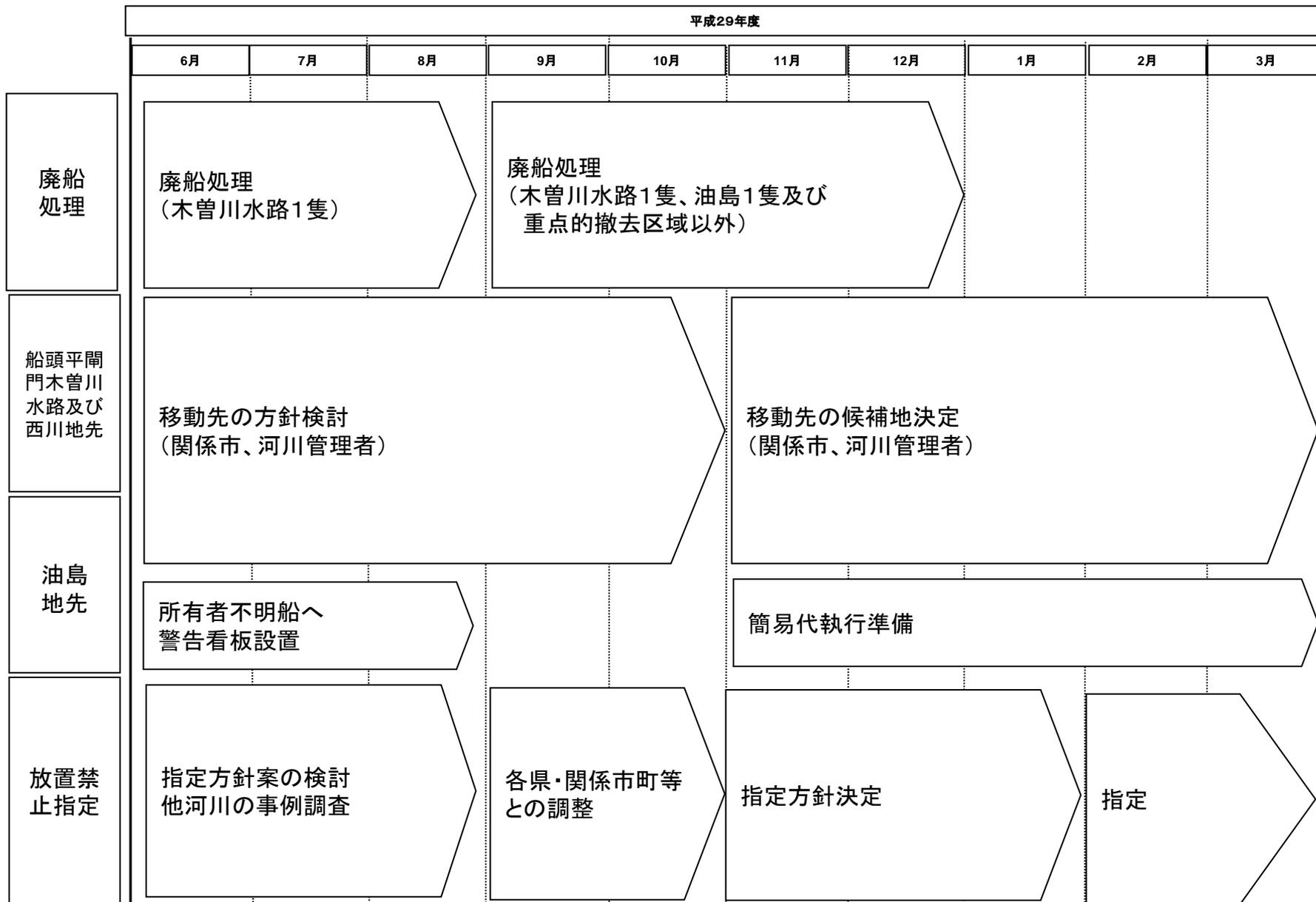
平成29年8月25日

国土交通省 中部地方整備局

木曾川下流河川事務所

1. 不法係留船対策スケジュール
2. 廃船処理
3. 船頭平閘門木曾川水路及び西川地先
4. 油島地先
5. 重点的撤去区域におけるH34年度までのスケジュール(案)
6. 放置禁止指定

# 1. 不法係留船対策スケジュール



※10月下旬協議会

※2月初旬協議会

## 2. 廃船処理

H28.12

重点的撤去区域内において土砂が堆積していたり沈没している船4隻に対し、警告看板を設置(木曾川水路2隻、油島2隻)

うち2隻 自主撤去済み(油島)

うち1隻 所有者不明のため、8月中に廃棄処分予定(木曾川水路)

うち1隻 9月以降、廃棄処分予定(木曾川水路)

重点的撤去区域以外 12月までに順次廃船処分予定



油島



船頭平木曾川水路



**警告**

この船舶は河川管理上支障になっています。早急に移動して下さい。  
平成29年 2月22日までに移動されない場合は河川管理者により撤去を行います。



平成28年12月22日  
国土交通省  
木曾川下流河川事務所 占用調整課  
TEL 0594-24-6718

### 3. 船頭平閘門木曾川水路及び西川地先

H29.8.1現在

不法係留船32隻(内漁船30隻、PB2隻) 不法栈橋12

H27全員に指示書交付、警告看板を設置済み。



## 4. 油島地先

H29.8.1現在

不法係留船49隻(内漁船8隻、PB41隻) 不法棧橋6

うち、所有者不明船10隻に対し、8月中に警告看板を設置した上で

平成30年度以降に、簡易代執行を実施予定



看板案

警告

ここは重点的撤去区域です。この場所に許可無く船舶を存置、係留することは河川法第24条に違反しますので、速やかに船舶を河川区域外へ撤去してください。

なお、撤去されない場合は河川管理者において撤去し、その費用は所有者に請求します。

平成29年8月 日

河川管理者 国土交通省 中部地方整備局  
連絡先：木曾川下流河川事務所 占用調整課 0594-24-5718  
海津出張所 0584-53-0483

## 5. 重点的撤去区域におけるH34年度までのスケジュール(案)

### 【関係市(桑名市・海津市)】

- ・新たな係留施設の計画決定、占用手続、設計施工等

H34年度までに放置艇ゼロの政府目標を達成するため、今年度中に計画を決定する。

### ＜今年度に計画決定した場合のスケジュール(案)＞

年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34
桑名市・海津市	計画決定	予算要求	設計	施工	移動	(行政代執行)

### 【河川管理者】

- ・各機関との連絡調整、簡易代執行及び行政代執行の実施
- ・今年度中に桑名市及び海津市による移動先の計画が決定すれば、H33年度には現在の不法係留船舶が移動可能となるため、残った船舶についてH34年度に行政代執行を予定。  
ただし、今年度中に移動先の計画が決定できなければ、行政代執行の開始時期を早める予定。

## 6. 放置禁止指定

### 【放置禁止指定とは】

- 河川法施行令改正(平成26年4月1日施行)により、船舶など河川管理者が指定したものを「みだりに捨て又は放置すること」が禁止行為として追加され、罰則適用の対象となった。  
改正の背景として、平成34年度までに放置艇をゼロにする政府目標がある。

### 【罰則の概要】

- 3か月以下の懲役又は20万円以下の罰金  
(河川法施行令第59条第2号)

### 【今後の予定】

- 木曾川下流管内では、現在まで放置禁止指定の手続が未了のため、今後、他河川での事例を収集した上で指定する区間を決定し、今年度中に手続を完了させる予定。